

会 議 錄

会議名	亀岡市男女共同参画審議会					
担当課	生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係					
開催日時	令和3年11月25日(木) 午前10時00分～11時30分					
開催場所	市役所1階 市民ホール					
出席者	委員	8人				
	その他	0人				
	事務局	5人				
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> 不可	傍聴者数		0人		
公開の一部不可及び不可の理由						
会議次第	1 委員及び事務局の紹介 2 亀岡市男女共同参画審議会について (1) 会長、副会長の選出について (2) 苦情処理部会委員の選出について 3 議題 (1) ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～後期実施計画 令和2年度実施状況報告・後期実施計画の総括及び成果指標について (2) 亀岡市女性の登用について (3) 亀岡市女性の相談室の概要(令和2年度)について (4) ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて (5) その他 4 閉会					

【会議資料】

- ・資料1 ゆう・あいステッププラン後期実施計画の実施状況報告・成果指標について
- ・資料1－1 ゆう・あいステッププラン後期実施計画令和2年度実施状況報告
後期実施計画の総括
- ・資料1－2 ゆう・あいステッププラン～後期実施計画達成状況報告～
- ・資料1－3 ゆう・あいステッププラン後期実施計画成果指標
- ・資料2 市の審議会等への女性の登用率について
- ・資料3 令和2年度亀岡市女性の相談室の概要
- ・資料4 ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システム
について

【概要】

○事務連絡（委嘱状について）

委員就任時に市長から委嘱状を交付するのが本来ではありますが、コロナ禍により昨年から対面での審議会開催が難しく、委嘱状の交付ができていないことをお詫び申し上げます。御出席の方には本日お渡しし、御欠席の方には後日郵送させていただくことを御了承くださいますようお願いいたします。

1 委員及び事務局の紹介

- ・各委員順番に自己紹介
- ・事務局職員の紹介

2 亀岡市男女共同参画審議会について

司 会：次第の2「亀岡市男女共同参画審議会」について事務局から説明いたします。

事務局：この審議会は亀岡市男女共同参画条例第19条に規定しておりますとおり、男女共同参画に関する重要な事項を調査、審議いただくために、平成15年5月2日から設置しております。この審議会で審議された内容につきましては、「会議の公開、会議録作成の取扱い」のとおり、原則公開といたします。ただし会長、部会長が必要と認めたときは、会議に諮り、非公開とすることができることとなっております。以上です。

司 会：引き続きまして、条例施行規則第8条に基づき、会長及び副会長の選出に移らせていただきたいと思います。会長、副会長の選出はいかがいたしましょうか。

委 員：（事務局に一任の声）

司 会：事務局一任とのご意見がありましたので、事務局案を提案いたします。

事務局：それでは、事務局から提案させていただきます。本審議会第9期につきましては、会長を杜 恵美子様に、副会長を中村 正様にお願いしたいと思います。

司 会：ただいまの事務局からの提案について、いかがでしょうか。

委 員：（異議なしの声）

司 会：それでは、会長を杜 恵美子様、副会長を中村 正様にお願いすることとします。
社長、中村副会長、前の席に御移動をお願いします。
(社長、中村副会長 移動)

司 会：ここで改めまして、社長、中村副会長からそれぞれ御挨拶を頂きます。

社長：失礼いたします。会長に選出いただきました杜でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
昨年度からコロナ禍の中、私達市民を取り巻く日常生活には本当に大きな変動があり、しかも大変な厳しい生活状況になっていると思っています。若者の自殺率の増加、さらには女性たちの失業、子ども達・女性を取り巻く現状につい

ても、貧困の問題等々、大変厳しい状況にあるのではないかと思っています。とりわけ女性のDV被害の増加があり、私達のNPOでもシェルターをしているのですが、かけ込みされる方も昨年度から増えている状況です。虐待、あるいは要対協の対応ケースについても増加しているという厳しい状況でございます。

そんな中、亀岡市における男女共同参画の推進をどのような形で推進させていくのか、これはもう、待ったなしの施策が必要ではないかと感じています。委員の皆様お一人お一人の日常の色々なスキルや知恵を、存分にこの審議会の中で意見として出していただきたい、深めていただきたいという事をお願い申し上げまして就任の御挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長：中村正といいます。よろしくお願ひいたします。大学で色々研究をしているのですが、私は暴力や虐待の加害者の対応をしています。そのようなこともあります。前の期から引き続きとなります。併せて、京都府の男女共同参画審議会委員をしていました、「暴力」のことでいうと内閣府や厚生労働省でも色々な仕事をさせてもらっていて、対策をどう考えるかということで、今、緊迫した政策構築の現状にありますので、そのこともできるようになればと思っていたり、逆に地域で活動されている皆様の意見をあげていくことも大事かなと思っていまして、お引き受けした次第です。会長をサポートすることが仕事ですので、フォローをよろしくお願いします。

司会：会長、副会長ありがとうございました。それでは、これ以降の進行につきましては、条例施行規則第9条第1項に基づき、会長が議長となっていただき進行をお願いいたします。

会長：それでは、次第に基づき、進行させていただきます。次第2の(2)「苦情処理部会」について、事務局から説明願います。

事務局：それでは、「苦情処理部会」について御説明させていただきます。この「男女共同参画審議会」には「苦情処理部会」を備えております。苦情処理システムとは、市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるとき、市民や事業者等は、市長に申し出をすることが出来る制度でございます。申し出を受けた市長は、この審議会の意見を聞き、適切な措置を講じます。「苦情処理部会」は、申し出事項に関する調査等を実施し、その結果を審議会に報告する機関でございます。これまで同様、苦情処理部会を設置したいと考えております。以上でございます。

会長：ありがとうございます。今、事務局の方で御提案いただきましたが、部会の人数やどんな分野の人が良いか等、事務局の方で考えがありましたらお願いします。

事務局：それでは、事務局の考え方を申し上げます。部会の人数につきましては、5人と考えています。性別が偏らないように配慮いただきまして、選出いただけたらと思います。条例施行規則第10条第2項に基づきまして、会長から御指名いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。私もずっとこちらの部会に参加させていただいておりますが、ありがたいことに、今まで1度も開催されていないと思います。今、会長で指名をということでしたが、指名ということでおよろしいでしょうか。

委員：(異議なしの声)

会長：それでは、中村委員、川上委員、浦本委員、欠席されていますが、里内委員、玉記委員、以上5人の方々を部会の委員として指名させていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員：大変申し訳ありませんが、定年で今の「連合京都亀岡地区協議会」の任期が明後日までとなっています。新しく後任になる方に初めてでいきなりというのは、少ししんどいかなと思いますが、いかがでしょうか。

会長：御意見ありがとうございます。私も実は、初めての時に経験させていただいたということで、他の委員の皆様にも助けていただけますので、ぜひ次の方に引き継ぎをされる時に連合京都亀岡地区協議会の方で引き受けただけましたらありがとうございますので、よろしくお願ひします。

委員：わかりました。

会長：他の皆様、よろしいでしょうか。

委員：(異議なしの声)

会長：ありがとうございます。5人の委員の方、よろしくお願ひしたいと思います。次に、亀岡市男女共同参画条例施行規則第10条第3項に基づき、苦情処理部会の部会長の選出に移らせていただきたいと思います。第10条第3項には「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」とありますが、部会長の選出については、いかがでしょうか。

委員：(事務局に一任の声)

会長：事務局一任の御意見がありましたら、よろしいでしょうか。

委員：(異議なしの声)

会長：それでは、事務局案を提示していただきたいと思います。

事務局：それでは、事務局一任ということで、事務局案を提案させていただきます。部会長を中村副会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：(異議なしの声)

事務局：それでは、部会長は中村副会長でお願いします。また、施行規則第10条第5項に基づき、部会長に事故があるときや欠けたときの、部会長の職務代理を中村部会長に指名していただきたいと思います。

苦情処理部会長：それでは、職務代理を川上委員にお願いしたいと思います。

会長：それでは、部会長を中村副会長に、職務代理を川上委員にお世話になるとのことでよろしいでしょうか。

委員：(異議なしの声)

会長：それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

3 議題

会長：次に、次第3（1）ゆう・あいステッププラン後期実施計画「令和2年度実施状況報告・後期実施計画の総括及び成果指標」について、事務局から説明願います。

事務局：失礼いたします。それでは、議題（1）の「ゆう・あいステッププラン後期実施計画達成状況報告及び成果指標」について、御説明させていただきます。資料1を御覧ください。この資料は、ゆう・あいステッププラン後期実施計画の実施状況報告・成果指標をまとめたものとなっております。

本市は、平成14年12月に「亀岡市男女共同参画条例」を制定し、平成15年4月1日に施行しております。条例第14条には、「市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする」と定めております。

また、平成22年度に男女共同参画計画「ゆう・あいステッププラン」を策定し、男女共同参画事業を実施しておりますが、「ゆう・あいステッププラン」をより実効性のあるものにするため、平成23年度からの計画期間のうち平成27年度までを「ゆう・あいステッププラン前期実施計画」とし、平成28年度からは、前期実施計画を引き継いだ「ゆう・あいステッププラン後期実施計画」をスタートさせ、令和2年度に最終年度を迎えました。

令和2年度の事業実施状況につきましては、全部で81項目で、まず、A評価の「計画通り達成できた」ものが、60項目、全体の74.1%となっております。

次に、B評価の「実施したが、改善が必要」のものが、11項目、全体の13.6%となっております。

次に、令和2年度には実施しなかったものが、7項目の8.6%、評価なしに該当するものが、3項目で、全体の3.7%となっております。

次にその下の枠囲みにつきましては、成果指標の状況となっております。成果指標の対象となる項目は、全部で53項目で、うち23項目、率にして43.4%が、後期実施計画最終年度の令和2年度目標数値を達成しております。

また、「目標未達成」のものが21項目、率にして39.6%、「実績なし」のものが、9項目、率にして17.0%となっております。

次にその下の枠囲みにつきましては、後期実施計画の総括となっております。後期実施計画達成状況につきましては、全部で81項目で、まず、Iの「達成した」ものが、65項目、全体の80.2%となっております。

次に、IIの「一部達成した」ものが、9項目、全体の11.1%となっております。

次に、IIIの「達成できなかった」ものが、7項目、全体の8.6%となってお

ります。

次に、2ページにつきましては、令和2年度の実施事業評価と後期実施計画総括の81項目について、部別の該当項目数、事業評価をまとめた資料となっております。

令和2年度の実施状況及び後期実施計画総括の詳細につきましては、資料1-1に記載しております。資料1-1の表紙と次のページを開いていただきますと、1ページ目になりますが、表の左側から「施策（制度・事業）名」「令和2年度事業実績」「後期実施計画達成度」「後期実施計画の総括」「担当課」の順に、取りまとめております。「女性の活躍推進法」に該当する項目につきましては、「施策（制度・事業）名」の右横に☆印を付けております。

次に、資料1-2をご覧ください。令和2年度の実施状況でございますが、ゆう・あいステッププラン～後期実施計画達成状況報告に含めて報告させていただきたいと思います。

先ほど申し上げました、後期実施計画達成状況で、「一部達成した」の評価のものにつきましては9項目ございました。

まず、1つ目、市民力推進課「生涯学習ゆう・あい賞頒彰制度の実施」の項目では、平成28年度、平成30年度、令和2年度と隔年で表彰式及び記念講演会を実施し、参加者数各回200人の600人を数値目標としておりましたが、平成28年度は120人、平成30年度は200人、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響で贈呈式は実施しましたが、受賞記念講演は令和3年度に延期になっているため、延べ約320人の参加となりました。平成30年度に200人を達成していることから「一部達成した」とさせていただいております。

次に、2つ目、教育総務課「学校運営における男女共同参画の推進」の項目では、小中学校における女性管理職の登用率について、小学校は、令和2年度までの数値目標20.0%に対して25.0%、次のページになりますが、中学校は、10.0%に対して、6.3%となっており、小学校のみ数値目標を達成していることから、「一部達成した」とさせていただいております。女性教職員の管理職登用率につきましては、市全体としては増加しています。管理職登用は京都府の権限ですが、校種ごとに登用率が下がっていくことが課題となっています。

次に、3つ目、農林振興課「第3次亀岡市元気農業プランの推進」の項目では、ふるさと料理塾の事業実施回数について、令和2年度までの数値目標年5回に対して、平成28年度、29年度は達成しておりますが、平成30年度、令和元年度、2年度は達成していないため、「一部達成した」とさせていただいております。令和2年度につきましては、新型コロナウィルス感染防止のため事業未実施となっております。

次に、4つ目、市民力推進課「亀岡生き物大学」の項目ですが、親子活動の場の提供について、令和2年度までの数値目標は、年間20回、参加者数1,000人に対して、平成28年度、29年度、30年度は達成しておりますが、令和元年度、2年度につきましては、新型コロナウィルス感染拡大を受け中止したため、「一部達成した」とさせていただいております。

次に、5つ目、6つ目、人権啓発課「女性の相談室」の項目では、フェミニストカウンセリング年24回、法律相談年24回、一般相談週30時間が数値目標でしたが、フェミニストカウンセリングは、令和元年度、2年度、法律相談は平成30年度、令和元年度、2年度が達成することができませんでした。これは、予算の削減が影響しております。

次に、7つ目、生涯スポーツ課「生涯スポーツ社会の推進と充実」の項目では、スポーツ大会（市及び体協主催大会・事業）等の参加者数について、令和2年度

までの数値目標が、年間 15,000 人に対して、平成 30 年度のみ達成しております。令和元年度、2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる事業が相次いだことによって、達成できておりません。このため、「一部達成した」とさせていただいております。

次に、8 つ目、市民力推進課「地域活動、市民活動の拠点づくり」の項目では、「支えあいまちづくり協働支援金」交付事業での男女共同参画関連事業実施件数を令和 2 年度までに延べ 10 件という数値目標でしたが、平成 30 年度に 3 件、令和 2 年度に 1 件、合計 4 件であったため、「一部達成した」とさせていただいております。

次に、9 つ目、人権啓発課「男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理」の項目では、実施状況の点検評価が達成率 A 評価 90 % 以上が数値目標でしたが、平成 28 年度、29 年度は達成しておりますが、平成 30 年度、令和元年度、2 年度は達成できなかつたため、「一部達成した」とさせていただいております。年々、達成率が下がつていった原因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、審議会委員や自治会長など女性の社会参画が進んでいない課題が依然としてあることが挙げられます。

以上が、「一部達成した」項目でございます。

次に、「達成できなかつた」の評価のものにつきましては 7 項目ございました。まず、1 つ目、人権啓発課「人権意識調査」の項目では、調査が未実施となつております。調査実施はできておりませんが、本調査に関する国・府の動きを注視しつつ、情報収集を行う予定でございます。

次に、2 つ目、3 つ目、企画調整課・人権啓発課「市の審議会等への女性の積極的登用」の項目では、審議会等の女性委員の比率 50 % を目標としておりましたが、令和 2 年度で 32.8 % となつております。また、女性委員のいない審議会等の解消を目標としておりましたが、平成 28 年度時点で 52 の審議会等のうち 4 つでありましたが、令和 2 年度には、53 の審議会等の中で 1 つのみとなつており目標には届きませんでしたが女性委員のいない審議会等の解消が進んでおります。

次に、4 つ目、人事課「市女性職員の積極的登用」の項目では、女性職員の管理監督者昇任試験の受験率（対男性職員：同率）を目標としておりましたが、令和 2 年度で（対男性職員：△ 55.0 %）となつており、目標を達成することができませんでした。しかし、能力実績主義を基本に、適材適所の人事異動により、女性の管理監督職員の率は、平成 26 年度で 28.3 % でしたが、令和 2 年度には 33.3 % と増加させることができました。

次に、5 つ目、農林振興課「地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進」の項目では、亀岡市総合農政計画審議会女性委員比率を令和 2 年度 37.5 % の目標としておりましたが、平成 30 年度の委員改選から 30 % となつており、平成元年に、もう一度改選がありましたが、比率は上がらず、目標を達成することができませんでした。委員改選時期においては、積極的な女性委員の参加を進めましたが、農業分野においては未だ男性の割合が多いため、計画の達成はできませんでした。

次に、6 つ目、文化国際課「国際交流事業における男女共同参画の推進」の項目では、国際交流に関する各事業の男性参加割合が 40.5 % の目標としておりましたが、5 年間一度も達成することができませんでした。国籍や性別に関わらず、より多くの市民が国際理解を深めることができる機会を設けることが必要と考えております。

次に、7 つ目、人権啓発課「男女共同参画条例の普及・啓発」の項目では、「亀岡市男女共同参画条例」の認知度を令和 2 年度調査で 50 % を目標としておりまし

たが、令和元年度実績では、36.4%と目標を達成することができませんでした。ただ、平成26年度調査では、28.4%でしたので、8ポイント増加している状況であります。様々な場面で、啓発や情報提供を行いましたが、数値目標を達成することができませんでした。条例の認知度を高めるため、更に普及・啓発活動を促進していく必要があると考えております。

次に、成果指標の詳細につきましては、資料1-3をご覧ください。

先ほども申し上げましたが、成果指標の対象となるものは、全体で53項目ありますと、令和2年度の目標数値を未達成のものが、53項目中、21項目となっております。1ページの重点プラン2の「審議会等の女性委員の比率」、「女性委員のいない審議会の組織数」、「女性職員の管理監督職昇任試験の受験率」、重点プラン3の「男女共同参画やジェンダーを意識したお話会の実施回数」、「人権教育講座で女性の人権や男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催回数」、重点プラン4の「公立中学校における女性管理職の登用率」、「公立中学校における職場体験の参加率」、次に、2ページ重点プラン5の「性別にとらわれない環境づくりに向けた郷土料理講習会の開催回数」、「性別にとらわれない環境づくりに向けた親子料理教室の開催回数」、「府内年次有給休暇の取得日数」、次に、重点プラン7の「親子活動の場の提供」、「亀岡市さわやか教室の男女共同参画に関する講座の実施回数」、「府内年次有給休暇の取得日数(再掲)」、次に、重点プラン8の「国際交流に関する各事業の男性の参加割合」、

次に3ページ、重点プラン9の「女性の相談室専門相談（フェミニストカウンセリング）の開設回数」、「女性の相談室専門相談（法律相談）の開設回数」、

次に、重点プラン10の「女性の相談室専門相談（フェミニストカウンセリング）の開設回数（再掲）」、「女性の相談室専門相談（法律相談）の開設回数（再掲）」、次に、重点プラン12の「スポーツ大会等の参加者数」、次に4ページ、重点プラン13の「支え合いまちづくり協働支援金交付事業での男女共同参画関連事業実施件数」、「実施状況の点検評価」、以上の21項目が、目標数値未達成のものとなっております。

今年度から、前計画「ゆう・あいステッププラン」の取組みを継承・発展させつつ2030年度までの新たなプランとして「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、各事業を実施しております。前計画の課題を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向けて施策の内容など見直した内容となっておりますので、最終年の令和12年度に向けて、より多くの項目で、成果指標とする目標が達成できるよう、男女共同参画の視点を持った事業の推進をしていきます。

説明は以上になりますが、ここで、本日欠席されている里内委員から項目に対する御意見を頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。

まず、資料1-1、2ページの施策名1「市の審議会等への女性の積極的登用」、3ページの施策名2「市女性職員の積極的登用」、4ページの施策名4「地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進」、次に7ページの施策名5「学校運営における男女共同参画の推進」の項目につきまして御意見をいただいております。

『急激な改善は見込めないものであったとしても、担い手候補の募集・育成（広報をどのように工夫しているか、ロールモデルがいるか、スポンサー・メンターがいるか等）、あるいは意欲ある方が担えるような環境整備（ZOOMやクラウド利用等をはじめとする場所・時間から一定フリーになるような参画の仕方が模索されているか、会議等をはじめとするスリム化効率化が促進されているか等）について徐々に取り組みがすすんでいるかどうかを確認されたい。その他にも、増加の阻害要因にはどのようなものがあるかヒアリングや分析をされ、それを施策に反

映されたい。』

以上のような御意見をいただいております。

また、資料1－1、3ページの施策名3「企業・事業所等への啓発・情報提供」、6ページの施策名7「出会い・発見・共生 人権を考える亀岡市女性集会」、それと8ページの施策名1「企業・事業所に対する男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法等労働関連法知識の啓発」、9ページの施策名3、再掲で同じ内容ですが、「企業・事業所に対する男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法等労働関連法知識の啓発」の項目につきましては、『「令和2年度はコロナウイルス感染拡大の影響により未開催」があるが、これに対して今年度や次年度についてはウェビナー開催等代替措置に関する整備は進んでいるかどうか。第6波等まだまだ収束がみえないコロナ禍においても、資料1－1の12ページの施策名6「亀岡市さわやか教室」のように、DVDを配付するなど、代替措置を講じて遂行されたい。』という御意見を頂戴しております。

次に、14ページの施策名8「女性の相談室」につきましては、『数値目標に届いていないが、内閣府男女共同参画局によれば「DV相談件数の推移を見ると、2020年4月から2021年3月（2020年度）の相談件数は、19万0,030件であり、昨年度（2019年度）全体の相談件数（11万9,276件）の約1.6倍。』ということであり、亀岡市においても資料3によればニーズが減少しているとはいえない。（潜在的なものも含め）ニーズに応えられるように、体制を確保していただきたい。』という御意見を頂戴しております。

以上、頂戴した御意見について紹介させていただきました。

会長：ありがとうございます。実績報告、並びに御欠席の里内委員からの御意見の紹介をいただきました。本当に貴重な御意見だと思いますので、対応できる形で、しっかりと応えていただきたいと思います。一つ、御意見の中で、「出会い・発見・共生 人権を考える亀岡市女性集会」についてありますが、昨年度はコロナ禍の中で中止という形になり残念でしたが、今年度は最悪の状況になつても開催できるような体制を組みました。実行委員会の委員を中心にしながら、各種団体で2回に渡って何ヵ所か会場をつくり、Zoom研修を行いました。取り分け、女性達がパソコンを開いてZoomに参加するという、そもそも第一歩がなかなか踏み切れていたいなかつたという中で、今年度は2回のチャレンジを成功させまして、12月5日（女性集会）、緊急事態宣言が出ないことを祈っておりますが、出たとしても開催できるような形での女性集会の開催を本年度はやっと準備できたところです。他に、事務局の方で里内委員に答えられることがありましたら、隨時書面をもって答えていただければと思います。

今、事務局から全体的な実績報告をいただきましたが、本日参加いただいたいる委員の皆さんから何か御意見や質問等ございませんでしょうか。

会長：また後で気になったところがありましたら、隨時、意見を出していただきたいと思います。それでは、次第3の（2）「亀岡市女性の登用について」、事務局からお願ひします。

事務局：亀岡市女性の登用について、御説明させていただきます。資料2をご覧ください。本市の審議会等の女性委員の登用率につきましては、令和2年度までに、50%の目標数値を掲げております。令和3年3月31日現在の登用率につきましては、32.8%で、前年の令和2年3月31日現在の31.2%と比較して1.6ポイント増えておりますが、目標数値を達成することができませんでした。

審議会等の詳細につきましては、3ページに記載のとおりでございます。今後も、市役所各課からの審議会等への女性登用に関する事前協議の徹底を図り、女性の登用を進めていただきたいと考えております。また、審議会委員を団体の長や役員に限定することなく、その構成員の中から選出していただくななど、女性の推薦に配慮願うよう依頼し、今後も多様な人材の参画により幅広い議論が図られるよう、より一層の取り組みをお願いします。

次に、亀岡市役所における女性の参画状況を、4ページに記載しております。令和3年度当初で、女性の課長級以上と、副課長を併せた管理職の割合につきましては、27.4%であり、前年度の28.3%と比較して、0.9ポイント減少しております。また、監督者としての係長の割合は、令和3年度当初で、41.5%で、前年度の39.3%と比較して、2.2ポイント増加しております。

6ページにつきましては、役職別・男女別亀岡市職員数を表とグラフで表しております。令和3年度の総職員数は、755人、女性と男性の比率は、女性45.7%、男性54.3%となっております。7ページ以降は、行政委員会等への女性委員の登用状況、市議会の状況等をまとめております。以上でございます。

会長：只今の事務局からの報告・説明について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。また、気が付かれましたら、後ほどでも出していただいたら大丈夫ですので。それでは、次第3の（3）「亀岡市女性の相談室の概要について」事務局から説明願います。

事務局：次に、議題（3）亀岡市女性の相談室の概要（令和2年度）について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。

相談件数は、全体で922件、前年度の680件より242件、増加しております。

次のページをご覧ください。女性の相談室には、常設の一般相談と、委託により行います「フェミニスト・カウンセリング」「法律相談」がございます。

一般相談は、平日は毎日、相談員を配置し、電話による相談と来所相談を受け付けております。相談件数は、平成29年度613件、平成30年度688件と増加傾向にあり、令和元年度は、603件と一旦減少しましたが、令和2年度には、845件と、また増加しております。

3ページは、令和2年度の一般相談、フェミニスト・カウンセリング、法律相談の各相談内容を分類し、円グラフにしておりますが、3ページの一番上、一般相談の円グラフを見ていただきますと、夫婦関係の悩みが34.6%となっておりますが、令和元年度は、14.0%でしたので20.6ポイントも増加しております。これは、配偶者等による暴力被害女性からの相談（DV相談）が増えたことによります。

2ページの一番下の段に、女性の相談室で受けた相談のうち、「配偶者等による暴力・DVの被害女性からの相談状況」を掲載しておりますが、令和元年度は、来所14件、電話5件の相談を8人から延べ19件受けております。これに比べ、令和2年度は、来所が49件、電話が60件、情報提供が84件の相談を31人から延べ193件受けており、その内、2名についてはシェルターへの入所支援をしました。

これだけ、DV相談が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛が求められ、在宅時間が増加したことや、社会的ストレスの要因があると考えられており、内閣府の発表では、令和2年度のDV相談件数は、

令和元年度と比較して約1.6倍となっております。

本市においては、特別定額給付金の相談窓口としてDV避難者支援を人権啓発課が行っているという周知が図られたこともあり、相談件数が増加したものと分析しております。

また、令和2年度から要保護児童対策地域協議会の実務者会議の構成員となったため、児童虐待を担当している子育て支援課との連携や生活保護の窓口となる地域福祉課、また、精神的な病気を患っておられる方や高齢の方のDV被害もあり、障がい福祉課や高齢福祉課との連携も著しく増加しております。以上でございます。

会長：只今の説明について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

副会長：最後に報告されたあたり、かなり深刻かと思います。京都府の統計にもあがつていると思いますが、相談の夫婦関係の悩みは確かにDVだろうし、それから、暮らしあり離婚であるかと思ったり、親子・家庭の悩みも数として増えています。これも虐待とか推測すればいろんなことがあるかと思います。それと、2ページ目の相談件数で、今、ご紹介いただいたあたりですが、実人数が31名でシェルターの方まで至ると、かなり深刻な方だと思います。この差ですが、残りの29人がどこでどうされているのだろうかというのを大変案じるわけです。通例、日本の被害者で十分逃げきれない逃げられない現状があつたり、加害者対策が十分でないので、この29名が案ずるところ、在宅DVという奇妙な言い方なのですが、在宅のままそこで我慢をしたり死なれたりするなど、深刻なテーマがここにあると思うので、こういう数字から読み取れる、先ほど述べられた「事業にどう反映させるか」の観点がやっぱり大事だと思います。相談窓口を開けば聞くほど当然相談が入ってきますので、深刻な場合はリスクが高いので、介入なり指導をどうするかというと、DVになかなか仕組みができていないのですが、若干の介入はできるので、そこから見えてくる事業への反映というのが、この委員会の大きなテーマになると思います。次の年度、あるいは緊急な場合は、年度を待たずにする必要があると思います。そういう意味では、最初の方のABCつけられたあたりで言うと、例えば、ファミリーサポートセンターの会員が、子育て支援の中でA評価になっていますけど、このファミリーサポートセンターの会員が、確かにAですが、どのような活動をされるようになったのかとか、そこに虐待的テーマが持ち込まれていないかどうか、そういう深刻な相談からみた場合に、事業を再編できるかどうかという観点で考えていくべきだと思います。

会長：ありがとうございます。貴重な意見だと思います。事業化をどんな形で進めるのか、公共政策としてどう形を作っていくのかというのは、本市におかれても私たちに投げられている問題だと思いますので、本当にいろんな形で進めていきたいと思っています。私は去年から今年にかけて、民間の中間シェルターをさせていただいているのですが、いみじくも今、中村先生が仰ってくださったように、日頃家の中でDVを受けながら、日常普通のふりをして子どもを保育園に送りながら、逃げる準備を整えていくケースが今回ありました。6カ月かかりました。小さい子どもさんが生まれて、出産されて3カ月くらいから。今年10月に無事新しい生活を始められて、資格を取って、自分が助ける人になりたいと。そんな6カ月間、NPOの女性スタッフに支えられて、励ましと、例えば生理用品もそうでしたし、金銭的なこともあります。子どものおむつとかミルク代にも事欠くような暮らし方で、保育園の先生にはなかなか言えな

かった。行きかえり、帰りに寄ってくれて、いろんな話を聴いてカウンセリングもさせてもらいました。本当に、去年から今年にかけて増えています。直接、民間ではなく公的なシェルターに送り出していくこともとっても大事な取組なのですが、その途中の民間の中間シェルターをどう形づけていくかということも、女たちが、子どもたちを安心して育てられる条件の中の土台の部分でこれから大事だと私自身も活動の中で実感しています。本当に事業化していただきたいという思いがあります。

会長：他に全体を通して、御意見・御質問等はありませんでしょうか。

委員：女性の相談室のことですが、資料1－2の実績について、フェミニスト・カウンセリングと法律相談の目標回数が年24回となっているところを、年に18回にしたとなっていますが、その理由が予算削減のためとなっています。女性相談が去年から増えてきていると思うのですが、予算が削減された理由は何かあったのですか。

事務局：相談回数の削減については、毎年、市役所内部で事業のスクラップアンドビルドが行われています。その中で、予算が削られたということです。当然、予算が削られたことによって目標が達成できなくなつたということです。ただ、このような条例設置の審議会はとても大きな意味を持つと捉えておりまして、審議会委員の皆様に御意見をいただく中で、回数を増やさないといけないと事務局でも考えておりますので、いただいた御意見は推進本部会議で紹介をさせていただく中で、今後の財政に反映させていきたいと考えているところです。

会長：ありがとうございます。他に御意見・御質問等はありませんか。

委員：私どもの普段の事業で、子育て中の親子、お母さんの相談をすることが多々あるのですが、すべて乳幼児のお母さんが多いです。その人たちの子どもさんが小学校や中学校になられた時に、乳幼児の時って、出かける場所がいろいろあって、子育て広場であったり、一時保育であったり、お母さんが外の人と話す機会があるのですが、小学校や中学校になった時に、今度はどこに相談に行けばいいのかという相談を受けます。そういうときに、女性の相談室を紹介するのですが、今までだったら子育て広場で相談しますというわけではなくて、子どもがきっかけで、なんとなく話をしていたら実はそれが相談であったということがよくあります。女性の相談室に行くのには勇気がいるので、紹介しても足踏みされる方が多いので、もう少し、回数もそうですが、行きやすい何かがあればいいなと常日頃から思っています。それに伴って、もう一つ気になるのは、女性の相談室の件数は載せていただいているのですが、特に年代別とか、どれくらいの方が相談に来られるということが分かると思いますので、そんなデータも載せていただければと思います。それと、働きたいお母さんの相談も良く受けますが、その時に「お父さんはなんて言っているの？」と聞くと「好きにしていいよ。」という答えがほとんど返ってきます。そういう方に限ってなかなか働きに行けないのですが。その「好きにしていいよ。」のあとに、「じゃあ、家のこと僕もこれだけやるから。」とかそういう言葉があれば、お母さんも働きに出やすくなると思いますが、「好きにしていいよ。」の後に何もないのです。「勝手に決めて勝手に働いたらいいよ。」と言うお父さんがたくさんいるのかなと思っています。この女性の相談室の女性の悩みもそうなのですが、やっぱり男性へのフォローというかアピールというか、女性が進出す

るにあたって、男性の意識も改革していただきたいなど、何かそういう場所があればいいのかなと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

副会長：全般的に男性の問題をどう可視化するのかというのが、どの分野でも出てくると思います。今ありましたように、「好きにしていいよ。」などは無責任な発言に見えます。育児とどう関わっていくかという、男性の意識改革がテーマになっています。男女共同参画の中に男の子の問題と男性の問題をどう入れ込むかという視点で、眺め直してみるとやるべきテーマが別体系で相談業務しかないと京都府や内閣府、厚生労働省が主張しています。今のような意見もそうだなと思って聞いていました。どこをどう重点化して事業化に展開する時に、どうメリハリつけていくのかという視点も必要です。今回の議題として評価システムがあがっていますが、何をどんな視点で評価していくのか見出しいたいと思います。私は、中丹保健所と山城保健所の皆さんと一緒にになって、学年に上がるまでの家庭のサポートとして、テーマがけっこうありますので、幼児の人たちを対象に男性目線の政策を一緒にしてきました。管轄の保育所や幼稚園の保護者会で父親へのアプローチなどをやってきました。そういうこともやっていきながら、できることもたくさんあるのでやっていければと思っています。全体的に男性政策をどう反映させるか、乳幼児の場合は保健所が色々やっています。一緒にになってできることはたくさんあると思っています。

会長：ありがとうございます。私も相談室をさせていただいて長いですが、「コロナ禍の中」という言葉で流されていますが、では、どういうことなのかということをしっかりと見ていかないといけないと思います。根底の部分では、女性や子どもの貧困の関係をしっかりと見ておかないといけません。例えば相談に行つたところで、スタッフやいろんな向き合う人たちがSOSをどう発見していくのかというのを取り入れ方ができていないと見逃してしまいます。そういう意味では、SOSの発見システムみたいな。また、最近自分でも実践しているのは、スーパーなどで「ぎゃー」って言っている子どもさんがいます。多子の。お母さんは一生懸命お買い物をされているのに。お母さんは、一生懸命怒っておられます。それで、どっちも険悪な状況。そんな親子の風景を見ることがあります。私は、「いやあ、どないしたん？」と声を掛けに行きます。全く知らないお子さんですけど。その時に、私は、お父さんでもお母さんでもおばあちゃんでもない、全くの赤の他人が真ん中に入つてあげて、「どないしたん。」って言って、ちょっと声かけて、「お母さん大変やなあ。子どもさん小さいし大変やなあ。」って言って、子どもは子どもで鼻水出しながら、どこのおばちゃんやろうって見ますが、「お母さんがんばってるしな。ちょっとゆっくり歩きいさ。」と言います。こういう市民のレスキューではないですが、そういった人たちを育てていったり、絆の部分とか、一括りでいうけど、ちょっととの迷惑をかけてもらつたり、助けてもらえるような、そういう高齢者の方とかと連携を取らせてもらつたら、なんかのマーケットで「ぎゃー」って言つてゐる子が発達の特性がある子どもがいたりしますが、その子どもさんをお母さんが怒らなくともすむようなシステムがあればいいと思います。それを見た時に、「うるさいな。」と思うか「お母さん大変やな。」という意識を市民として育てるのか、どっちかだと思います。そういう意味で、SOSを発見するシステム作りと、もう一つは寄り添つて声を掛けられること、スローガンとしての挨拶ではなく、気持ちを込めて孫のためのなら、市民のおじいちゃんおばあちゃんは優しくします。その気持ち、真心という言葉がありますが、孫に対する思いをしっかりと市民の感覚の中に持てたら、全くの赤の他人でも「大変ちがうかな。」「ちょっと

通報しておいてあげた方がいいな。」とかなど、そんな仕組みを今年チャレンジしていきたいと思っています。いろんな形で事業化まではいきませんが、公共政策の中で、どんどん市民レベルの中で論じられていくことを推進していきたいと思います。女性と子どもの貧困の状況を相談業務の中でも、これは高齢者についてもそうです、しっかり押さえる、しっかりそこを見ておくことがとても大事であると思います。

会長：他に御意見・御質問等はありませんか。

委員：女性の登用のことですが、達成できなかったということで、審議会等への女性の登用率についてです。審議会のメンバーをみるとだいたいどこかに所属されてたりとか、何かの団体の方がほとんどだと思います。一般市民の方が入るパートナーがあまりないのかなと思います。女性の人材登録を増やしますと言っておられます、女性の人材登録が1人増えても割合的には少ないのかなと思います。団体に所属されている方から出していただくのが女性だと審議会の女性の割合が増えるのではないかと思うのですが、そのあたりはどのように考えておられるのかということと、市の職員の役職の女性が少ないということですが、総人数はそんなに差がなくて、役職が課長級になると急激に女性が減るということについて、どういう理由だとお考えかということとその理由を、改善点とか是正するための、教育とか講座とか書いてあると思いますが、具体的にどのようなことされて、いつからされて、どれくらい増えてきているのかを具体的に教えていただきたいです。

事務局：まず一点目の審議会等への女性登用の件ですが、これまでもそれぞれの所管の委員会・審議会につきましては、就任いただく場合に、女性の方をということで男女共同参画の視点からもアプローチをそれぞれの所管からしていただいている。現実として、委員に就任される方は充て職的なところがあり、団体の会長や副会長といった役に着任される方が現実的には男性が多いという状況があります。そこでさらに踏み込んでそこの団体の会長や副会長に就任される女性の候補生などの育成をお願いしたいことを付け加えてアプローチしていきたいと思っています。あと一点、市役所の関係ですが、そもそも市役所の職員については、過去の採用の時点で女性の採用が少なかったことが根底にあります。その採用が少なかったということと合わせて、採用された女性が管理職を目指さない意識も過去にあったのではないかと分析しています。ただ、今現在は採用の時点で男性、女性ともにだいたい半分ずつになるような採用の形になっていますので、自ずと母数が増えてくることになりますと、管理監督職への人材も今後増えてこようかと思うのですが、先ほどの課長級になると急激に女性の割合が減ってくるというのは、係長級の年代であれば女性がかなり増えてきているのは数字で見ていただけるのではと思っております。その年代が幹部候補生となっていくと考えていますので、この年代が経験を積んでいただくと、係長級や副課長級が今後は増えていくわけで、その中で、また課長級や部長級になっていくかということを見込んでいるところです。

会長：ありがとうございます。他に御意見・御質問等はありませんか。

副会長：さっきの男性の話ですが、京都府の男女共同参画で、男性で暴力をふるっている人向けの相談が去年から始まっています。私の関係の男性相談の中でやっていまして、結構埋まってきています。個人相談とグループワークをやる仕組み

にしています。日常的な男性問題の幅もあり、DV加害で悩んでいる人の相談でありますので情報として提供します。

会長：ありがとうございます。他に御意見・御質問等はありませんか。

事務局：先ほど、安藤委員様から、せっかく女性の相談室につないでもというお話をありました。先ほど会長からもありましたとおり、SOSの発見という意味では、相談員がそこをいかに相手方の困り感、もしくは危険な状態を発見するのか、相談員のスキルも含めて非常に大切であると思っています。行政の相談室があまりに敷居が高すぎる所以、相談をやっていますというアナウンスだけでは、相談に来ていただけないと考えています。ですので、お母さんの方が女性の相談室に相談されたい場合、一歩踏み込んでいただいて、「女性の相談室からご連絡させていただいてもよろしいですか。」と言っていただけないかと思いました。もし、女性の相談室を紹介したけれども、相談に行かれないとどうのを防ぐためにも、「こちらから連絡させていただきます。」と言うのをお伝えいただければつながりができるのではないかと考えています。

会長：ありがとうございます。また、気が付かれたら後ほどでも言っていただきたいと思います。それでは、次第3（4）「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて」事務局からお願ひします。

事務局：次に、議題（4）ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて、説明させていただきます。資料4を、ご覧ください。前年度の令和2年11月26日に開催しました審議会で、委員から「事業実施の評価方法を根本から変えていかなければならない。評価の策定の仕方を考えるために、審議会委員のうち何人かで評価の策定の仕方を考える委員会を作り、検討してはどうか。」という意見をいただきました。また、社長から「A・B・Cでの評価は確かに分かりやすいが、どういったものがAなのかといった評価システムの項目を作るなどしておくことが大事である。会長も含め何人かで評価システムづくりをし、誰が見てもA・B・Cがはつきり出しやすい、明確にした表などを作っていこうと思うがいかがか。」という意見もいただきました。そこで、ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画～に係る評価システムについて、委員の皆さんと検討していきたいと考えております。まずは、評価システムづくりをしていくにあたって、審議会進行管理部会を立ち上げてはどうかと考えております。その目的ですが、ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～を着実に推進し、その効果を上げていくために、毎年度の計画の推進状況を把握、その効果を評価し、結果に基づく必要な見直しを行うなどの進行管理を行うこととしております。次に、方向ですが、各施策担当課がそれぞれの事業実績を自己評価し、その結果を男女共同参画審議会が分析して計画の推進状況を総合的に評価するとともに、各事業に更なる男女共同参画の視点を加えることができるよう改善策を提言するという進行管理の体制を構築してはどうかと考えております。評価の対象といたしましては、ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に登載された78事業の評価結果を踏まえ、計画全体の推進状況を評価することとしております。進行管理及び評価の方法ですが、まずは、審議会進行管理部会を立ち上げ、その後、その部会のメンバーで評価の方法や行程を決めて、審議会で審議るのはどうかと考えております。この審議会進行管理部会の立ち上げについて、委員の皆様のご意見を頂戴したと思いますが、いかがでしょうか。

会長：ご説明ありがとうございます。今、資料4を皆さん見ていただいていると思いますが、これを基本としながら審議会の進行管理部会の立ち上げるという提案でございます。皆さん、御意見いかがでしょうか。

委員：（異議なしの声）

会長：ありがとうございます。私もこういう形で評価システムを委員を中心にながら作っていくことが本当に大事で、一つの意見で評価をこうだとしても、他者から見た場合に全く違った評価になってしまうため、一体的な誰から見ても分かりやすい、法則的な評価システムを作り出していけたらという思いがあります。その中で、今回評価システムをもう一度一から見直しながら、市民に見ていただけるような、実効性の確保ができる、評価できるようなシステムを作られたらいいなという思いがありましたので、大変ありがたいと思っています。それでは、審議会進行管理部会の委員の選出ですが、事務局の方で、部会の人数やどんな分野の人が良いか等、考えがあれば出してください。

事務局：人数は4人と考えております。性別が偏らないように配慮し、選出いただけたらとを考えます。選出にあたり条例施行規則第10条第2項の規定に基づき会長から、ご指名いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

会長：では今、事務局の考え方などを聞かせていただきました。会長の方から指名させていただきたいと思います。会長、副会長を含め、里内委員、玉記委員を指名させていただきます。いかがでしょうか？

委員：（異議なしの声）

会長：それでは、4人でよろしくお願ひしたいと思います。続いて、亀岡市男女共同参画条例施行規則第10条第3項に基づき、審議会進行管理の部会長の選出に移らせていただきます。第10条第3項部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定めるとあります。部会長の選出はいかがいたしますか。

委員：（事務局一任の声）

会長：事務局一任の意見がありましたので、事務局案をお願いします。

事務局：では、事務局から提案させていただきます。審議会進行管理部会には、会長、副会長がおられますので部会長を社会長に、職務代理を中村副会長にお願いしたいと思います。いかがでしょうか？

委員：（異議なしの声）

会長：ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。本日予定しておりました内容については、以上のとおりです。今日は皆さん初顔合わせということでありますので、これだけは話しておきたいというご意見もあるかと思いますので、いかがでしょうか。今回、新しいメンバーに入っていただいている委員一言どうでしょうか。

委 員：今回初めて委員という形で、審議会に参加させていただきました。いろいろなご意見を聞かせていただいて、学校の立場といたとしても、子どもたちの教育、保護者とのつながりの中でできることがあるのではないかと感じることができました。今後とも男女共同参画の視点を子どもたちや保護者に持っていただけるようにご協力を進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。それでは、唯一公募で入っていただいております委員にも一言よろしくお願ひいたします。

委 員：地域の子どもを見守っていきたいです。できるだけ子どもの手助けになるようにしたいです。

会 長：ありがとうございます。本日予定しておりましたすべての議事は終了ですが、私は、本当にお一人お一人がいろんなところで、地元で色々なフィールドを持っておられる委員の方達であると非常に心強く思っております。この審議会は枠にとらわれず本当に現場での市民サイドの生活感のところからいろいろな意見や声をあげられるような審議会を皆さんと最後まで一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局：本日は各議題を御審議いただきありがとうございました。本日いただきましたご意見を基に亀岡市男女共同参画計画の実施状況の点検評価をしっかりと行い、進行管理を着実に行いながら各事業を推進してまいりますので今後ともご協力をいただいきますようお願い致します。